

都市計画変更の案の理由書

3・2・6号胡屋泡瀬線は、平成16年2月24日に沖縄自動車道や沖縄市の中心市街地へのアクセス機能強化を図るとともに、中城湾港新港地区及び泡瀬地区と市街地の物流・交通流の処理向上を図ることを目的として、3・2・1号沖縄環状線の嘉手納基地第2ゲート手前から泡瀬まで4車線化や右折車線追加に伴う区域の増を行い延長約4.3km幅員32m（一部22m）で都市計画決定を行っています。

その後、平成17年度に起点側の区間（通称くすのき通り）に事業着手し、今回変更対象となる区間（高原交差点区間）については、平成20年度及び平成25年度に事業認可を得て事業着手してきました。

今回の変更区間である高原交差点区間については、渋滞が発生しており、主な要因は、中城湾港開発における都市基盤整備に伴う朝夕ピーク時の交通集中のため、右折レーンが短いことによる車線閉塞の発生等となっております。

高原交差点区間の実施設計の結果、主な対策案として、胡屋泡瀬線（県道20号線）の右折専用車線を片側2車線とする容量の拡大に伴う区域の増と国道329号の右折専用車線の延長の増減に伴う区域の変更を行います。

また、胡屋泡瀬線と市道桃原大里線との取り付け位置の変更、国道部のコザ十字路向けバス停の移設、比屋根向けバス停のバスベイ新設、及び胡屋泡瀬線の高原交差点～泡瀬側について、擦り付け区間の見直しがあったことに伴う都市計画区域に増及び減の変更が生じたことから、都市計画道路の区域を変更しようとするものです。